

# 暴 追 か わ ら 版

No. 150

公益財団法人青森県暴力追放県民センター  
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

## 不当要求に対する基本的対応

つづき

### 6 相手に対する警告

※ 違法行為があった場合 → 暴行・脅迫・居座り等

「違法な行為については、法的な措置をとらせていただきます。」 → 直ちに警察へ連絡

「これ以上乱暴な話をされるなら、お話しはできません。お引き取りください。」

### 7 会話内容の録音・録画、メモ等に記録する

毅然と対応し、必要に応じた証拠保全に努める  
(録音・メモ等記録化)

#### ○ 会話内容を録音

「秘匿」又は「相手に告げる」

いずれも法律違反はなく、証拠能力も問題なし  
(途中で発覚し、トラブルになることもあることから、  
最初から録音する旨を告げた方がトラブルを避けられる。)

### 8 念書・詫び状等は絶対に書かない

要求されても絶対書かない。白紙や名刺の署名押印も同様！

「書く必要はありませんのでお断りいたします」

- 強引に書かされた場合 → 早急に警察に通報  
(事件化し、強引に書かされた文書の法律的効力を失わせる。)

中 職員の事務的なミス、企業の内部規律違反や不正事案あるいは各種のスキャンダルをネタに人の弱みに付け込んで、「公表されなくなかったら、それなりの誠意を示せ」と言って、因縁をつけ代償を要求されている。

#### 恫喝の手段方法

- ▼ 「証拠写真があるんだ、家族や上司にばらすぞ」と言って証拠写真を見せる。
- ▼ 「責任者に直接話してもいいんだが」「上層部に話すぞ」

「今回限りにしてやるよ」「心配するなよ」等と言って甘い言葉(罠)をかけてくる。

#### 悪い対応例

- ▼ 「全額は出せませんが、半額にしてください」
- ▼ 「〇〇万円払いますから今回限りにしてください」
- ▼ 「何とかしますので、今回の1回で終わりにしてください」

#### 対応要領

二者択一

- 骨の髄まで吸い取られないために、事実を直視し、  
” 勇気を持って要求を拒否する ” か
- 一時逃れに” 彼らの要求に屈する ” か

\* 前者の場合は、一時的に社会的非難を浴びるかもしれませんが、彼らとは完全に手は切れます。

\* 後者を選んだ場合はどうでしょうか。彼らから、骨の髄までしゃぶられ、挙げ句の果てには公表されて世間の非難を受けることとなり、取り返しのつかない不利益を被ることになります。

これは、過去いくつかの事例によっても明らかです。

※ 手遅れにならないうち、初期の対応を間違えることなく、警察や暴追センターへの早期相談及び法的手段をとることです。

～ 保身の心理が相手にとって思うつぼとなる ～

どっこの暴力団は生きている

平成24年 8 月10日

# 暴 道 か わ ら 版

No. 151

公益財団法人青森県暴力追放県民センター  
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

## 改正暴対法成立

指定暴力団のうち特に危険な組織を「特定」暴力団に指定し、その組員が不当な要求をすれば、中止命令を出さず即座に逮捕できる直罰規定等を盛り込んだ改正暴力団対策法が7月26日衆院本会議で可決、成立した。

### 1 市民に対する危害の防止

#### (1) 対立抗争に伴う市民に対する危害の防止

九州で発生している暴力団の対立抗争事件は、一般市民の方が巻き添えとなったり市民生活への大きな脅威となっている。

#### ▼ 「特定抗争指定暴力団」と「警戒区域」を指定 (指定要件)

- ① 危険な抗争行為の発生
- ② 同様の行為のおそれ

#### (警戒区域内での規制 = 直罰)

- ① 事務所の新設、居住付近のうろつき等対立抗争を誘発する行為を禁止
- ② 既存事務所への立入りを禁止  
※ 併せて、既存の事務所使用制限命令を管理者（組長）に加えて配下組員にも発出可能

#### (2) 不当要求に伴う市民に対する危害の防止

近年、みかじめ料要求を断つ事業者に対して、暴力団が拳銃の発砲、手りゅう弾の投てき、放火と言った危険な危害行為を行う事案が相次いで発生し、市民生活への大きな脅威となっている。

#### ▼ 「特定危険指定暴力団」と「警戒区域」を指定 (指定要件)

- ① 不当要求に応じない者に対する危険な暴力行為
- ② 同様の行為のおそれ

#### (警戒区域内での規制)

- ① 警戒区域内における全ての不当要求を直罰化
- ② 不当要求目的で行われる面会要求等に命令＝違反に罰則

③ 事務所の使用制限命令（組長＋配下組員に発出可能）＝違反に罰則

2 適格団体による民事請求（暴力団使用の差止め）

暴力団事務所の付近住民が、事務所の使用差止訴訟を提起しているが、中には、住民が暴力団から妨害や報復をおそれて、訴訟に至らないケースがある。

※ 国家公安委員会の認定を受けた適格団体（都道府県暴力追放運動推進センター）が、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、原告として自ら差止請求訴訟を行うことが出来ることとする制度

3 罰則の引上げその他の規制の強化等

(1) 罰則の引上げ

近年、暴力団関係犯罪が厳罰化される傾向にあり、国民の間で暴力団を社会経済活動から排除しようとする社会的な機運が一層高まってきている。

※ 暴力団対策法違反に対する最高刑を大幅に引上げ

1年以下の懲役 → 3年以下の懲役

100万円以下の罰金 → 500万円以下の罰金

(2) 行政対象暴力の規制範囲の拡大等

暴力団が、公共工事のほか、警備や清掃といった様々な業務の委託等について、行政に対する不当要求を行っている。

▼ 規制の対象を公共事務事業全般に拡大

▼ 行政の責務として、入札に指定暴力団員等を参加させないようにするための措置を講ずるなど暴力団排除活動に努めなければならない。

(3) 不当な取引要求の規制範囲の拡大等

金融業界、証券業界、建設業界、不動産業界等において暴力団排除が進展する中、取引を拒絶した事業者等に対して、更に威力を示して不当に取引を要求する実態。

▼ 規制の対象となる取引の類型を追加

- ・ 預貯金取引
- ・ 金融商品取引
- ・ 不動産取引
- ・ 建設工事
- ・ 施設利用

▼ 事業者の責務として、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならない。